

重要

返還完了まで大切に保管
してください。

返 還 の て び き

— 高等学校等奨学金 —

令和5年4月改訂版

公益財団法人
群馬県教育文化事業団



〒371-0801 前橋市文京町二丁目20-22
TEL 027 (243) 0411(奨学金課直通)
027 (224) 3960(代表)
FAX 027 (221) 4082

<https://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/>
e-mail:syougaku@gunmabunkazigyodan.or.jp

目 次

・返還が始まる皆さんへ	1
・貸与終了から返還完了まで	2
・返還 Q&A	3
I 奨学金の返還について	
1 返還方法	4
2 返還期日と返還開始期日	4
3 返還年数と割賦金額	4
4 繰上返還	5
5 返還猶予	6
6 返還免除	7
7 返還を延滞した場合	8
8 返還完了	8
II 返還に関する手続について	
1 貸与終了時の手続	9
2 返還猶予中から返還開始までの手続	10
3 その他の手続	10
III 手続に必要な様式	11
・奨学金借用証書（様式第24号）	
・奨学金返還計画変更願（様式第25号）	
・奨学金返還猶予願（様式第26号）	
・在学届（高校等在学生用）（様式第27号）	
・氏名・住所等変更届（様式第30号）	
・連帯保証人変更願（様式第31号）	
・奨学金返還免除願（様式第32号）	

この「返還のてびき」は、群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金の貸与を受けた皆さんのために、奨学金の返還について、その内容と手続をまとめたものです。
奨学金の返還が完了するまで大切に保管し、活用してください。
なお、事業団のホームページにも、返還のてびきや様式などが掲載されています。

返還が始まる皆さんへ

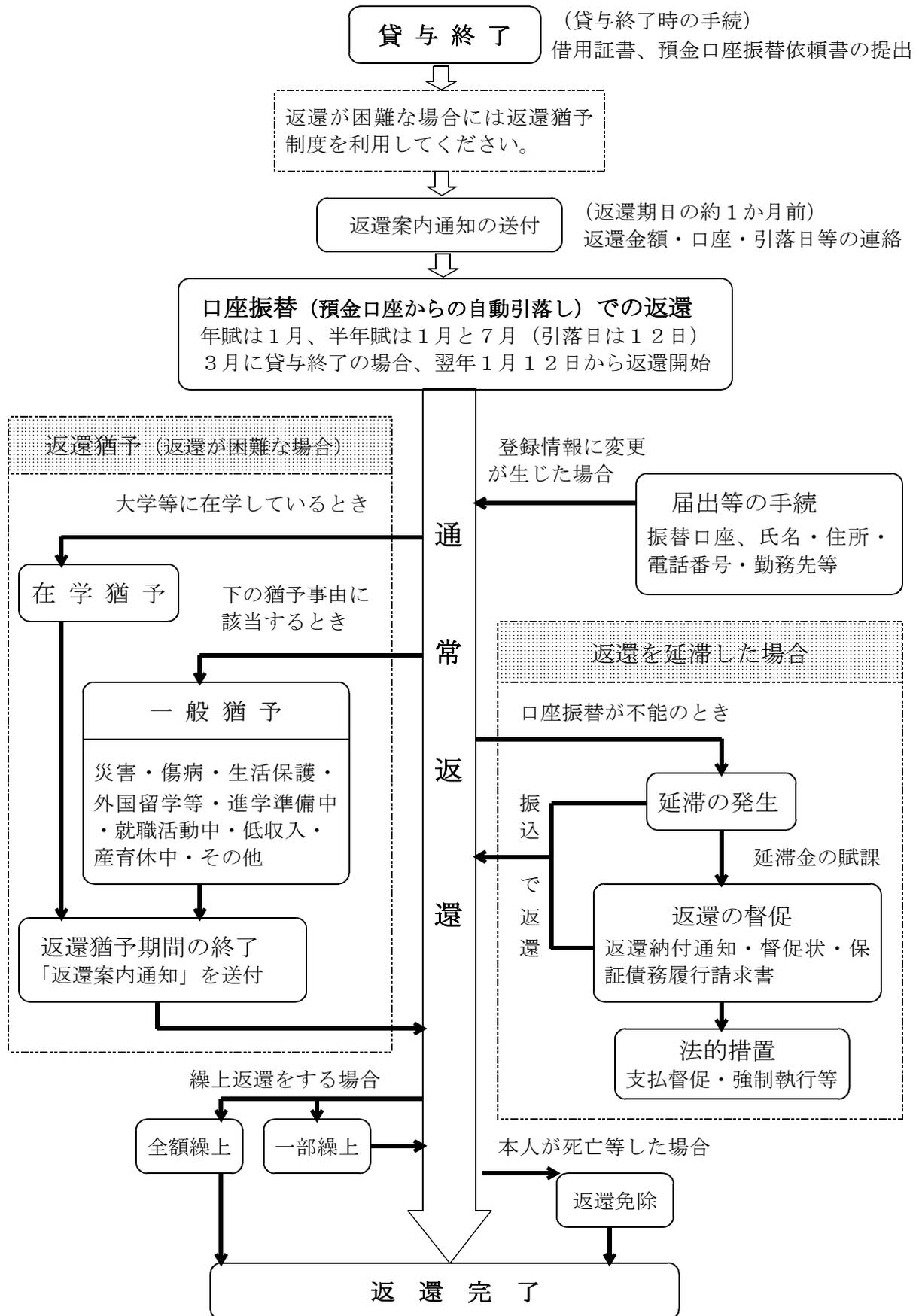
- ・当事業団の奨学金は、「貸与」であり、返還していただく必要があります。
- ・返還金は奨学金の資金となり、後輩に貸与される仕組みになっています。
- ・多くの後輩に奨学金が貸与できるよう、一人ひとりが責任を持って、約束どおり確実に返還してください。
- ・なお、返還が困難になったときには、返還猶予が認められる場合（6頁参照）がありますので、事業団へ御相談ください。

※ 奨学金登録情報メモ欄（借用証書等からメモしてください。）

奨学生	奨学生番号		氏名	
	住所	〒		
	電話番号	(携帯)		
	勤務先	(電話番号)		
返還計画	返還金額	円		
	返還方法	年賦・半年賦・()	返還年(回)数	年(回)
	返還開始	年 月	返還完了予定	年 月
	割賦金額	円 (最終回割賦金額)		円
	振替口座	銀行 支店 (口座名義人) ゆうちょ銀行 (記号) (番号)		
連帯保証人 (親権者)	氏名		続柄	
	住所	〒		
	電話番号	(携帯)		

注) 登録情報に変更があったときは、必ず所定の手続（10頁参照）をしてください。

貸与終了から返還完了まで（一括返還の場合を除く）



返 還 Q & A

貸与終了時の手続は？（9頁参照）

- 「奨学金借用証書」（様式第24号）を作成して、事業団へ提出してください。
- 「自動払込利用申込書／預金口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。

奨学金はどう返すの？（4頁参照）

- 「年賦」、「半年賦」による均等返還と「一括返還」があります。
- 月賦での返還はできません。

いつから返還が始まるの？（4頁参照）

- 満期（3月卒業）で貸与終了のときは、翌年1月からです。
- 途中で終了のときは、6か月経過後の返還期日（1月または7月）からです。

氏名、住所、電話番号等に変更があったときは？（10頁参照）

- 本人または連帯保証人（親権者）の氏名、住所、電話番号、勤務先に変更があったときは、「氏名・住所等変更届」（様式第30号）を提出してください。
- 振替口座を変えたい（名義変更を含む）ときは、事業団へ連絡してください。

繰上返還をしたいときはどうするの？（5頁参照）

- 繰上返還はいつでもできますので、事業団へ連絡してください。

返還が難しくなったときは？（6～7頁参照）

- 返還猶予（返還期日の延期）が認められる場合があります。返還猶予事由に該当するときは、「奨学金返還猶予願」（様式第26号）を提出してください。
- 減額返還制度はありません。

返還を延滞したときはどうなるの？（8頁参照）

- 返還期日から6か月経過すると延滞金（6か月ごとに2.5%）が賦課されます。
- 本人や連帯保証人に、文書や電話などで督促や請求を行います。

I 奨学金の返還について

1 返還方法

返還方法には、「年賦」、「半年賦」による均等返還と「一括返還」があります。

なお、月賦での返還はできません。

返還方法の選択は、貸与終了時に作成する「奨学金借用証書」（様式第 24 号）で行います。変更を希望するときは、「奨学金返還計画変更願」（様式第 25 号）を提出してください。

2 返還期日と返還開始期日

返還期日、支払方法、返還開始期日は、返還方法によって異なります。

返還期日の約 1 か月前に、事業団から「返還案内通知」を送付します。

返還方法	返還期日	支払方法	返還開始期日
年賦	毎年 1 月 1 2 日 ※ 1	口座振替（預金口座からの自動引落し） ※ 2 【手数料は事業団負担】	3 月卒業で貸与終了のときは、年賦、半年賦とも翌年 1 月 1 2 日。 ※ 1 途中で貸与終了のときは、※ 3 のとおり。
半年賦	毎年 1 月 1 2 日と 7 月 1 2 日 ※ 1		
一括返還	貸与終了の翌月	奨学金返還口座への振込み 【手数料は自己負担】 ※ 4	

※ 1 1 2 日が銀行休業日のときは、翌営業日の口座振替（自動引落し）となります。

※ 2 ①口座振替のできる金融機関

原則として、ゆうちょ銀行または群馬銀行でお願いします。

ただし、都合により他の金融機関（農林中央金庫を除く全国の銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫など）を希望するときは、事業団へ連絡してください。

②振替口座は、奨学生本人名義でなくても差し支えありません。

※ 3 中途辞退・退学者等は、貸与終了の翌月から起算して 6 か月経過後の直近の返還期日からとなります。

※ 4 事業団の奨学金返還口座は、8 頁のとおりです。

3 返還年数と割賦金額

返還年数は、下表のとおり貸与総額に応じて定められています（一括返還の場合を除く）。

貸与総額を返還年数で割った金額（100 円未満は最終回に合わせて返還）が年額となりますので、年賦の 1 回あたりの割賦金額はその額、半年賦の 1 回あたりの割賦金額は年額の 1 / 2 の額となります。

奨学金の貸与総額	返還年数
200,000 円 以下のもの	6 年
200,000 円 を超え 500,000 円 以下のもの	7 年
500,000 円 を超え 700,000 円 以下のもの	9 年
700,000 円 を超え 1,000,000 円 以下のもの	10 年
1,000,000 円 を超え 1,200,000 円 以下のもの	12 年
1,200,000 円 を超えたもの	14 年

【返還例】 3年間貸与した場合の返還金額

		貸与金額			返還 年数	返還金額	
		貸与月額	入学一時金	貸与総額		年 賦	半年賦
国 公 立	自宅	18,000 円	—	648,000 円	9 年	72,000 円× 9 回	36,000 円× 18 回
	〃	18,000 円	50,000 円	698,000 円	9 年	77,500 円× 8 回 最終回 78,000 円	38,700 円× 17 回 最終回 40,100 円
	自宅外	23,000 円	—	828,000 円	10 年	82,800 円× 10 回	41,400 円× 20 回
	〃	23,000 円	50,000 円	878,000 円	10 年	87,800 円× 10 回	43,900 円× 20 回
私 立	自宅	30,000 円	—	1,080,000 円	12 年	90,000 円× 12 回	45,000 円× 24 回
	〃	30,000 円	100,000 円	1,180,000 円	12 年	98,300 円× 11 回 最終回 98,700 円	49,100 円× 23 回 最終回 50,700 円
	自宅外	35,000 円	—	1,260,000 円	14 年	90,000 円× 14 回	45,000 円× 28 回
	〃	35,000 円	100,000 円	1,360,000 円	14 年	97,100 円× 13 回 最終回 97,700 円	48,500 円× 27 回 最終回 50,500 円

4 繰上返還

繰上返還（返還期日が到来しない割賦金の全額または一部の返還）は、いつでもできます。希望するときは、事前に事業団へ御連絡の上、事業団の奨学金返還口座（8頁）へ振り込んでください（振込手数料は自己負担となります）。なお、繰上返還による優遇措置はありません。

一部繰上返還をしたときは、原則として、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。次回の返還は通常どおりとなります。

※なお、この取扱い（繰上処理）は、変更（「先掛処理」といって、返還期間は短縮せずに、繰上返還した分の返還期日の口座振替は行わないようにすること）もできますので、事業団へ御相談ください。

5 返還猶予

本人が下表の返還猶予事由に該当し、返還が困難になったときは、「奨学金返還猶予願」（様式第26号）を事業団へ提出することにより、返還猶予が認められる場合があります。

返還猶予は返還期限の延期であり、返還金額が減少するものではありませんので、真にやむを得ない（返還が滞ってしまう）場合にのみ申請してください。

(1) 返還猶予事由

	貸与規則の規定	猶予事由	添付書類	猶予期間	申請時期
在学猶予	(2) 高校、高専、短大、大学、大学院、専修学校等の高等課程または専門課程に在学するとき ※	在 学	在学証明書、学生証のコピー等 ※高校在学中の場合は在学届（様式第27号）	在学期間	原則として「4月中」
一 般 猶 予	猶予期間の合計に制限がないもの	災 害	罹災証明書（市町村や消防署など）等	1年以内（継続可）	次回返還期日の2か月前まで ※1月返還の場合には前年の11月末まで
		傷 病	診断書（療養期間の記載のあるもの）等		
	(4) 生活保護を受けているとき	生活保護	生活保護受給証明書、民生委員の証明	1年以内（継続可） ただし、合計して5年が限度です。	
	合計5年が限度のもの	外国留学等	事実を証明するもの		
		進学準備中	予備校等の在学証明書や学生証のコピー、大学等の受験票のコピー等		
		就職活動中	雇用保険受給資格者証、ハローワーク受付票のコピー等		
低 収 入		所得証明書、所得課税証明書等 ※「低収入」の基準 【給与所得者】 年間収入 200万円以下 【給与所得以外の所得を含む場合】 年間所得 130万円以下			
		産育休中	勤務先の休業証明書等		
		そ の 他	事業団へ事前に御相談ください。		

※ 聴講生、研究生、選科履修生及び科目履修生等は、在学猶予の対象となりません。

(2) 返還猶予の申請

「奨学金返還猶予願」(様式第 26 号)に、猶予事由の証明書類(前頁の表中の添付書類を参照)を添付して、事業団へ提出してください。

証明書類は、猶予事由を証明できるものであれば、例示された書類に限りません。具体的には事業団へ御相談ください。

返還猶予が承認されたときは、「奨学金返還猶予決定通知」を送付します。

(3) 申請時期

返還猶予願は、返還期日の2か月前まで(返還期日が1月の場合には前年11月末まで)に提出してください。

なお、在学猶予を希望するときは、原則として4月中に申請してください。

(4) 猶予期間

①在学猶予の場合

在学猶予は、1回の申請で在学中の返還猶予が認められます。

猶予期間終了後の返還期日は、在学する期間分(4年制大学の場合は4年間)延期されます。

(返還期日が高校卒業の翌年1月であったときは、大学卒業の翌年1月が新たな返還期日になります。)

②一般猶予の場合

猶予期間は1年以内(年賦の場合は1回分、半年賦の場合は2回分)で、継続して猶予が必要なときは1年ごとに申請してください(10頁参照)。

猶予期間の上限は、「(3)外国留学、研究に従事するとき(外国留学等)」と「(5)その他真にやむを得ない事由により返還が困難なとき(進学準備中、就職準備中、低収入、産育休中、その他)」については、それらの合計で5年間までとなります。

6 返還免除

本人が返還できないときは、連帯保証人(親権者)が返還しなければなりません。次の①と②の場合には、「奨学金返還免除願」(様式第 32 号)を提出することにより、返還未済額の全部または一部の返還を免除されることがあります。

返還免除の願出を行おうとするときは、事前に事業団へ御相談ください。

①本人が死亡した場合(全部免除)

本人が死亡し、返還できなくなったときは、次の書類を提出してください。

- ・奨学金返還免除願(相続人及び連帯保証人連署による願出)
- ・本人死亡の事実が記載された戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

②精神または身体の障害により返還が困難な場合(全部または一部免除)

本人が精神または身体障害により労働能力を失ったとき(全部免除)や労働能力に高度の制限を有するとき(一部免除)には、次の書類を提出してください。

- ・奨学金返還免除願(本人及び連帯保証人連署による願出)
- ・医師の診断書(労働能力の有無がわかるもの)
- ・所得(課税)証明書など

7 返還を延滞した場合

(1) 口座振替（自動引落し）ができなかった場合

年賦・半年賦による均等返還の場合は、事業団で口座振替（本人の希望する金融機関口座からの自動引落し）の手続を行っていますが、残高不足等により引落しができなかったときは、下表の奨学金返還口座へ振り込んでください（振込手数料は自己負担となります）。

また、残高不足以外で引落し不能となる理由としては、口座名義が変更されている場合が多くなっています。結婚などで口座名義を変更したときは、必ず事業団へ連絡してください。

【事業団の奨学金返還口座】

	銀行名（支店名）	預金種目	口座番号	口座名義
銀行からの振込み	群馬銀行（県庁支店）	普通	0 5 2 9 8 4 4	公益財団法人 群馬県教育文化事業団
	ゆうちょ銀行（〇一九） <small>ゼロイチキョウ</small>	当座	0 4 6 5 3 0 9	
ゆうちょ銀行での振替（払込） （記号）0 0 1 0 0 6 （番号）4 6 5 3 0 9				

(2) 延滞金

返還期日を過ぎても割賦金が返還されないときは、返還期日から6か月経過した翌月1日に、延滞している割賦金の額に対して延滞金（6か月につき2.5%）が加算されます。

延滞金は、6か月経過するごとに加算されますので、注意してください。

延滞金が生じている場合、入金があった返還金は、返還期日の最も古いものから延滞金・割賦金の順序で充当されます。

(3) 督促

事業団（または事業団が委託した債権回収業者等）から、返還期日を過ぎても返還されない方（延滞者）に対して、次のような文書通知を行うとともに、電話や自宅訪問等で返還を督促します。返還期限までに、事業団の奨学金返還口座へ振り込んでください。

なお、訪問の際に、直接現金を徴収することはありません。

① 奨学金返還納付通知 …… 返還期日に口座振替（自動引落し）ができなかった場合に、本人または返還申出人に送付します。

② 奨学金返還督促状 …… ①の通知をしても返還されない場合に、本人、返還申出人及び親権者に送付します。

③ 保証債務履行請求書 …… ②の督促状を送付しても返還されない場合に、連帯保証人（親権者）に送付します。

(4) 法的措置

以上のような措置を行っても返還されない場合には、民事訴訟法に基づく法的措置（支払督促、強制執行、訴訟など）を行うことがあります。

なお、法的措置にかかった費用は、延滞者の負担となります。

8 返還完了

返還が完了したときは、「返還完了通知」を送付します。

II 返還に関する手続について

1 貸与終了時の手続

奨学金の貸与は、満期（卒業など）、辞退、退学などにより終了します。
その際、奨学金借用証書等を作成して、返還方法を選択し、返還を約束していただきます。

(1) 貸与終了時に提出が必要な書類

貸与終了時には、奨学金の返還を約束する「奨学金借用証書」（様式第 24 号）と、返還金を預金口座から自動引落とし（口座振替）することを金融機関に申し込む「自動払込利用申込書／預金口座振替依頼書」の手続が必要になります。

提出書類	備考
① 奨学金借用証書 （様式第 24 号）	・本人、親権者及び連帯保証人（親権者）が署名し、返還を約束するもの。 ・連帯保証人（親権者）の印鑑登録証明書を添付してください。
② 自動払込利用申込書 預金口座振替依頼書 （ゆうちょ銀行 ・群馬銀行用）	・銀行に提出して自動払込利用の申込み（預金口座振替の依頼）を行ってください（一括返還の場合を除く）。 ・「預・貯金者控」のコピーを事業団へ提出してください。 ※他の銀行を希望するときは、事業団へ連絡してください。

(2) 「奨学金借用証書」（様式第 24 号）について

【署名欄＝奨学金借用証書の左側】

- ①借入金額は、事業団から送付された「貸与明細」を確認し、正しく記入してください。
※金額の訂正はできませんので、誤った場合には全部書き直しをお願いします。
- ②住所欄は、現在の住所（住民登録している住所）を記入してください。
※住所の変更が予定されているときは、その旨を付記してください。
- ③親権者欄は、本人が未成年の場合に、親権者全員が署名し記入してください。
※親権者（父）が署名したときは、「（後見人）」を 2 本線で消してください。
- ④連帯保証人（親権者）欄は、必ず自署し、実印を押印してください。
- ⑤実印は鮮明に押印してください。
※押印間違いや不鮮明の場合には、2 本線で抹消し、余白に正しく押印してください。

【返還計画＝奨学金借用証書の右側】

- ①記入にあたっては、事業団から送付された「貸与明細と返還方法について」を確認して、記入してください。
- ②返還方法は、Ⅰ年賦、Ⅱ半年賦、Ⅲ一括のうち、一つ選び○で囲んでください。
- ③猶予希望欄は、在学猶予などの希望がある場合に、「あり」を○で囲んでください。
※実際に返還猶予事由が生じたときは、証明書類等を添付して「奨学金返還猶予願」（様式第 26 号）を提出してください（6～7 頁参照）。大学等の在学猶予は、4 月中に申請してください。

(3) 「自動払込利用申込書／預金口座振替依頼書」の提出について

年賦、半年賦による均等返還の場合は、原則として、ゆうちょ銀行か群馬銀行の預金口座からの口座振替（自動引落とし）による返還となります。

「自動払込利用申込書／預金口座振替依頼書」をゆうちょ銀行または群馬銀行の窓口に出し、返された 3 枚目の「預・貯金者控」をコピーして、奨学金借用証書とともに事業団へ提出してください。

なお、その他の金融機関を希望するときは、事業団へ連絡してください。

2 返還猶予中から返還開始までの手続

※返還猶予の申請は6～7頁を参照

(1) 在学猶予の場合

在学猶予は、返還期日が在学する期間分（4年制大学の場合は4年間）延期されます。

※高校卒業後の初回の返還期日は通常「高校卒業の翌年1月」ですが、この返還期日が在学する期間分延期されるので、在学猶予終了後の初回の返還期日は「大学卒業の翌年1月」となります。猶予期間終了後も、さらに猶予が必要なときは、改めて申請してください。

猶予期間が終了すると、返還期日の約1か月前に事業団から「返還案内通知」が送付されますので、返還金額や預金口座などを確認してください。

(2) 一般猶予の場合

一般猶予の猶予期間は、1年以内です。

引き続き猶予が必要なときは、猶予期間終了の2か月前までに申請してください。

継続の申請がない場合は、事業団から「返還案内通知」を送付し、返還が始まります。

3 その他の手続

(1) 本人及び連帯保証人（親権者）の氏名、住所、電話番号、勤務先に変更があったとき

「氏名・住所等変更届」（様式第30号）を事業団へ提出してください。

(2) 振替（自動引落し）口座を変更したいとき

「自動払込利用申込書／預金口座振替依頼書」を送付しますので、事業団へ連絡してください。

ゆうちょ銀行、群馬銀行の場合は銀行窓口へ提出し、その他の金融機関の場合は事業団へ提出してください。

なお、振替口座の変更は時間を要しますので、御留意ください。

また、結婚などで振替口座の名義を変更したときは、事業団へ連絡してください。

(3) 連帯保証人（親権者）を変更したいとき

死亡するなど連帯保証人を続けられない事由が発生した場合には、「連帯保証人変更願」（様式第31号）を提出してください。

連帯保証人は必ずいなければなりません。新たに選任できない場合には、返還未済額を一括返還していただくことがあります。

※連帯保証人（親権者）の要件 父母兄弟姉妹またはこれに代わる者

(4) 本人が死亡したとき

返還完了前に本人が死亡したときは、相続人または連帯保証人（親権者）は、本人死亡の事実が記載された戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を事業団へ提出してください。

この場合、「奨学金返還免除願」（様式第32号）を提出することにより、返還未済額の返還を免除されることがあります（7頁参照）。

(5) 返還申出人の登録

本人に代わって奨学金を返還する方を、「返還申出人」として登録することができます。

返還申出人の登録を行ったときは、事業団からの通知や連絡は返還申出人に行います。

ただし、奨学金の返還が円滑に行われない場合には、登録が取り消されることがあります。